**開 発 業 務 委 託 基 本 契 約 書**

**委託者（以下、「甲」という。）と****受託者（以下、「乙」という。）とは、甲の乙に対する委託業務に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。**

**第１条（契約の目的）**

甲は、本契約に定めるところにより、甲のコンピュータシステムの開発に関し、システムの提供、コンサルティング、設計、及びプロジェクト管理並びに開発、導入、トレーニング、及びその他の役務の提供等について乙に委託し、乙は受託する。

**第２条（基本契約性）**

本契約に規定する内容は、本契約に基づき甲および乙が協議のうえ定める個々の業務委託契約（以下、「個別契約」という。）に対して適用される。ただし、個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、当該個別契約の定めが優先して適用される。

**第３条（個別契約の成立）**

個別契約は、甲と乙が、個別業務の内容、対価、実施方法、契約期間、納期その他必要な事項を明記した甲および乙連名による個別業務に関する個別契約書またはこれに準ずる書面若しくは電磁的記録を作成するかまたは甲より注文書を乙に交付し、これに対し乙が承諾することにより成立する。なお、注文書は、Eメールによる送信をもってこれに代えることができるものとする。

**第４条（検　　収）**

1. 甲は、乙より納入された成果物が甲所定のテスト手続によるテストの結果、仕様に合致すると認めるときは、成果物の納入日から１４日以内に乙に対して検収通知書を交付する。検収の結果、仕様に合致すると認めたにもかかわらず１４日以内に検収通知書を交付しない場合には、成果物の納入日から１４日経過した日をもって検収が済んだものとみなす｡
2. 前項の検収の結果、検収不合格となった場合には、当該不合格の原因についての協議を行うものとする。協議の結果、当該不合格が乙の責に帰すべきものであると判断された場合には、乙は無償で甲乙別途定める期限内に当該納入物品を修正し、甲の再検収を受けるものとする。この場合、再検収を行うべき期限については、甲乙別途確認するものとする。再検収不合格の場合も同様とする。

**第５条（支払方法）**

1. 乙は、前条に定める甲の検収が完了した後、すみやかに請求書を発行し、甲は、当該請求書記載日の属する月の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。
2. 甲が請求金額の支払いを遅延したときは，支払い期日の翌日から完済日まで年14.6％の率の遅延利息を乙に支払うものとする。
3. 当該支払い金額の振込手数料は甲の負担とする。

**第６条（契約不適合）**

1. 第４条第１項に基づく検収完了後、成果物が本契約又は個別契約の内容に適合しない場合（以下「契約不適合」という。）には、甲および乙は当該契約不適合の原因についての協議を行うものとする。協議の結果、当該契約不適合が乙の責に帰すべきものであると判断された場合には、乙は無償で当該成果物の修補、代替物の引渡又は不足分の引渡による追完を行うものとする。但し、契約不適合にかかわらず、甲は、乙に対して、当該成果物の報酬減額を請求することはできないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲は、契約不適合により、契約締結の目的を達することが著しく困難となる場合に限り、個別契約を解除することができる。
3. 甲が成果物の検収完了日から1年以内にその契約不適合を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合に基づく追完請求権、解除権及び損害賠償請求権を行使することができない。

**第７条（権利移転と危険負担）**

1. 成果物に対する所有権は、成果物にかかる委託料の完済をもって、乙から甲に移転する。
2. 甲の指定する納品場所に成果物が納品された後、甲による検収を受けてその検査に合格するまでの間の成果物に対する危険負担は、甲の責に直接帰すべきものを除いて、全て乙が負担するものとする。

**第８条（連絡担当者）**

　甲と乙は、乙が本件開発を遂行する過程で必要となる相互の連絡を円滑に行うために、甲および乙それぞれが、主任担当者を定め、以後の甲および乙間の連絡は、必ずこの主任担当者を通じて行うものとする。

**第９条（契約内容の変更）**

　甲および乙は、本契約の内容を変更する場合には、如何なる場合も、甲および乙双方の記名捺印された書面又は甲及び乙双方が電子署名をおこなった電磁的記録によってのみ変更することができる。

**第１０条（乙の―般義務）**

1. 乙は、本件開発遂行にあたり甲の事業所に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守するものとする。
2. 乙は、本件開発遂行のために甲から借り受けた技術資料、業務資料等および甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってこれらを利用するものとする。
3. 乙は、本契約に基づき甲から借り受けた技術資料、業務資料等を、当該資料の利用目的の終了後すみやかに甲に返却するか、甲の指示に従った処置を行うものとする。
4. 乙は、本件開発に従事する乙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負うものとする。

**第１１条（甲の一般義務）**

1. 甲は、乙が本件開発遂行にあたり必要となる技術資料、業務資料等および甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を適宜乙に無償で貸与するものとする。
2. 乙が本件開発を甲の事務所等で実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所を無償で乙に貸与するものとする。
3. 前項に基づき、乙が甲から借り受けた作業実施場所、開発設備、開発環境を利用することに伴い発生する光熱費は、甲の負担とする。

**第１２条（特許権等）**

1. 本件開発遂行上、甲または甲の技術者あるいは乙または乙の技術者のいずれか一方のみによって発明、考案、創作（以下、「発明等」という）をなした場合、発明等に関する特許権（特許を受ける権利を含む。以下同じ）、実用新案権（実用新案登録を受ける権利を含む。以下同じ）、意匠権（意匠登録を受ける権利を含む。以下同じで以上併せて特許権等という）は、当該発明等を行った当事者に帰属するものとする。
2. 乙が従前から有していた特許権等を受託業務における成果物に利用した場合又は前項により乙または乙の技術者に帰属する特許権等が受託業務における成果物に利用された場合、甲は、本契約に基づき受託業務における成果物を自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を無償で実施又は利用することができる。
3. 本契約および個別契約の業務遂行の過程で生じた発明等が甲または甲の技術者および乙または乙の技術者との共同で行われた場合、当該発明等についての特許権等は甲乙の共有とする。この場合、甲または甲の技術者および乙又は乙の技術者は、それぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。
4. 甲および乙は、前項の共同発明等に係る特許権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら実施又は利用することができる。但し、これを第三者に実施又は利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合および質権の目的とする場合は、相手方の事前の同意を要するものとする。この場合、相手方と協議の上、実施又は利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。

**第１３条（著 作 権）**

1. 本契約に基づく成果物のうち、本件プログラムおよび既存プログラムの著作権は第4条に定める検収完了時をもって甲に帰属するものとする。
2. 乙は、前項の著作物に関して著作者人格権を行使しないものとする。
3. 本件プログラムの構成部品であるルーチン、モジュール、関数、型等（以下、「ソフトウェア構成部品」という。）のうち、甲または乙が従前から有していたソフトウェア構成部品の著作権は、それぞれ甲または乙に帰属する。
4. 成果物たるソフトウェアのうち、新規で作成されたドキュメントの著作権は検収が完了した時点で甲に帰属する。

**第１４条（知的財産権に係る保証）**

1. 乙は、本契約により作成された成果物が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、営業秘密として法律上保護される営業上の利益、商標権（以下、併せて「知的財産権等」という。）を侵害していないことを保証する。
2. 本契約により作成された成果物について、第三者から知的財産権等の侵害の申立て又は訴訟（損害賠償請求、差止請求を含むがこれに限定されない）を受けた場合、乙は自己の責任と費用によりこれを解決するものとする。
3. 乙の成果物により、第三者の知的財産権等を侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、又は、損害賠償を命じられた場合には、乙は、かかる第三者の知的財産権等を侵害しない新たな成果物を、無償で甲に提供するものとする。

**第１５条（再 委 託）**

1. 乙は、本件開発の全部または一部を第三者に再委託する場合には、甲の事前の書面又は双方が合意した方法による電磁的措置による承認を得ることを要する。
2. 乙が前項により甲の承認のもと、再委託を行った場合、乙は再委託先に乙が甲に対して負うのと同等の義務を課すものとする。この場合、乙は甲に対する委託業務の履行責任を免れないものとする。

**第１６条（債権譲渡の禁止）**

甲および乙は相手方の書面又は双方が合意した方法による電磁的措置による承諾なくして、本契約に関連して発生する債権債務を第三者に譲渡し、または担保に供する等一切の処分をすることはできないものとする。

**第１７条（機密保持）**

1. 甲および乙は、本契約締結の事実、内容、サービスの提供または利用にあたり相手方に関して知り得た事実およびこれらに関して相手方から秘密情報である旨を明らかにして開示を受けた情報（以下、「機密情報」という。）につき最大限の注意をもって秘密を保持し、事前に相手方の書面又は双方が合意した方法による電磁的措置による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩または公表してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報から除外する。
   1. 開示を受けた時に、既に公知、公用であった情報
   2. 開示を受けた後、本契約または個別契約に違反することなく公知、公用になった情報
   3. 開示を受けた時に、既に保有していた情報
   4. 開示を受けた後、開示された情報と関係なく、独自に開発した情報
2. 甲および乙は、相手方から開示された機密情報を本契約または個別契約の履行のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用してはならない。
3. 甲および乙は、相手方の書面又は双方が合意した方法による電磁的措置による承諾を得ることなく、機密情報を改変または複製しない。
4. 甲および乙は、知る必要のある自己の役員および従業員ならびに弁護士、公認会計士その他法律上の守秘義務を負う自己のアドバイザーに対してのみ機密情報を開示でき、機密情報を開示する役員および従業員に対しては、本契約および個別契約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる。
5. 甲および乙は、相手方からの要請を受けた場合若しくは本契約が終了した場合には、直ちに機密情報の記載された資料およびその複製物をすべて相手方に返却または自己の費用をもって廃棄する。

**第１８条（個人情報の取扱い）**

1. 乙は個人情報の委託を受けた場合、当該個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に提供してはならない。
2. 乙は、甲より委託を受けた個人情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に甲から書面又は双方が合意した方法による電磁的措置による承諾を受けるものとする。
3. 第１５条の定めにかかわらず、乙は甲より委託を受けた個人情報を再委託してはならない。但し、再委託につき、甲の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
4. 個人情報の委託、返却等授受については、第１０条第３項を準用する。

**第１９条（契約期間）**

　本契約の有効期間は、締結日から１年とする。但し、本契約の満了日の１ヶ月前までに一方当事者から本契約終了の意思表示が相手方当事者に通知されない場合には、満了日から更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

**第２０条（契約解除）**

1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
   1. 重大な過失又は背信行為があった場合
   2. 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
   3. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
   4. 公租公課の滞納処分を受けた場合
   5. その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲又は乙は、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 甲又は乙は、前各項により相手方より本契約の全部又は一部が解除された場合は、相手方に対し負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

**第２１条（損害賠償）**

1. 甲および乙は、本契約に基づく債務を履行しないこと、若しくは、前条のいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、本契約又は個別契約の解除の有無にかかわらず、その責に帰すべき事由により直接の結果として相手方が現実に被った通常の損害に限り、賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとする。
2. 乙の責に帰すべき事由による成果物の契約不適合に起因して甲に損害を与えた場合、甲および乙によるその損害額等についての協議のうえ、直接の結果として甲が現実に被った通常の損害に限り、甲が本契約に基づき乙に対して支払った委託料を限度として賠償責任を負うものとする。ただし、乙は、乙の責に帰すことができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとする。本項により乙が責任を負う期間は、検収後１年間に限定されるものとする｡

**第２２条（残 存 効）**

　本契約が期間満了又は合意解約その他の事由により終了した場合といえども、第１７条（機密保持）については終了後３年間、第６条（契約不適合）、第１０条第３項（乙の一般義務）、第１２条（特許権等）、第１３条（著作権）、第１４条（知的財産権に係る保証）、第１６条（債権譲渡の禁止）、第１８条（個人情報の取扱い）、第２１条（損害賠償）、第２４条（管轄裁判所）、第２５条（誠実協議）および本条の規定は対象事項が存続する限り、なお効力を有するものとする。

**第２３条（反社会的勢力の排除）**

1. 甲および乙は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下本条において総称して「関係者」という。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

③ 暴力団準構成員

④ 暴力団関係企業

⑤ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団

⑥ 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者

⑦ その他前各号に準じる者

1. 甲および乙は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準じる行為

1. 甲および乙は、相手方が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができる。
2. 甲および乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わない。

**第２４条（管轄裁判所）**

　甲および乙は、本契約に関する紛争については、訴訟の提起を受けた当事者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

**第２５条（誠実協議）**

　本契約および個別契約に定めのない事項については、その都度甲と乙が誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

**以　　上**

**甲と乙は、この契約書において定めるすべての事項について、一切の異議を留めることなく合意する。甲と乙は、契約の締結の証として、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ各１通を保有又は、本書の電磁的記録を作成し、それぞれ電子署名を行うものとする。なお、電磁的記録を作成した場合、同電磁的記録を原本とし、同電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。**

**●年　● 月 ● 日**

東京都●

（甲） 株式会社●

　　　　 代表取締役　　●　　　　　　　　　**印**

東京都●

（乙）　　株式会社●

　　　　 代表取締役　　●　　　　　　　　　**印**